



里親制度のご案内



青森県

里親制度は、家庭を必要とするこどもたちのための、社会のやさしい絆です。



里親とは

虐待、経済的理由、親がいないなどの理由で親元で暮らせない事情のあるこどもたちを、家族の一員として温かく迎え入れて育ててくださる方を、児童福祉法では「里親」といいます。

里親制度は、こどもが欲しい大人のための制度ではなく、育て親を必要とするこどものための制度です。



里親の種類

【養育里親】

保護者がいないこども、保護者のもとで生活することが不相当と児童相談所が判断したこどもを養育する里親です。養育する期間は、18歳の誕生日までや、保護者がこどもを引き取れるようになるまでなど、様々です。

【養子縁組里親】

将来、こどもとの養子縁組を希望される方についても、里親登録していただきます。養子縁組を必要としているこどもを養育していただきますが、養子縁組の成立には家庭裁判所の審判・許可が必要です。

【専門里親】

虐待等により心に傷を受けたこどもや障がいのあるこども、非行等問題を有するこどもなどを、専門的な知識と技能を用いて養育していただきます。

専門里親になるには、3年以上の養育里親経験や児童福祉事業に3年以上従事した経験がある等の要件があります。

【親族里親】

保護者が死亡、行方不明、入院等で養育できないため、祖父母や兄姉及びその配偶者である親族が、そのこどもの養育を希望する場合に、児童相談所長の許可を受けた上で申請できます。

※おじ・おば等については、別の手続きになりますのでご相談ください。



養育に必要な費用が支給

こどもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費などが支給されます。

里親手当
1人当たり

生活費

90,000円/月

乳児

約64,120円/月

乳児以外

約55,530円/月

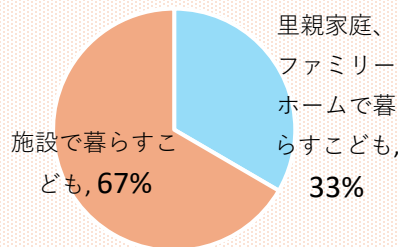
※養育里親の場合

※その他、教育費や医療費なども支給
R7.4現在



親と暮らせないこどもたちは、

青森県内に 約 360 人 (R5.3時点)



里親になるまでの手続き

STEP 1 ガイダンス

里親を希望される方は最寄りの児童相談所にご相談ください。児童相談所で里親制度についての説明を行った後に、申請書類をお渡しします。

STEP 2 研修

里親を希望される方は、①基礎研修、②登録前研修を受けます。研修は数日間、講義や実習があります。

STEP 3 申請

県知事あての申請書類（登録申請書、履歴書、家屋平面図等）を児童相談所に提出します。

STEP 4 家庭訪問調査

家庭状況や養育環境などについて児童相談所で家庭訪問し調査します。

STEP 5 審議

申請書類や児童相談所の調査をもとに、県は社会福祉審議会に意見を求めます。

STEP 6 認定・登録

社会福祉審議会の意見をもとに、里親登録の可否を決定します。里親登録が認められると、青森県里親名簿に登録されます。登録の有効期限は5年で、更新には更新研修の受講が必要です。

Q 特別な資格って必要なの？

- ① 心身ともに健康であること
- ② 児童養育に対する理解と愛情を持っていること
- ③ 経済的に困窮していないこと（親族里親を除く）
- ④ 虐待等の問題がないこと
- ⑤ 児童福祉法などの法律の規定に違反のないこと
- ⑥ 県が実施する養育里親・養子縁組里親研修を受講すること（親族里親を除く）



Q 登録すれば、必ず子どもが委託されるの？

里親委託が望ましいと児童相談所で判断した子どもについて、里親名簿の中から、子どもとの適性を考慮して、児童相談所から委託の打診をします。

里親登録順に委託されるわけではなく、登録後すぐに委託される場合も、委託されるまでに時間がかかる場合も、委託されない場合もあります。待機している子どもがいるわけではありません。

Q 共働きでも里親になれるの？

こどもの養育に相応しい範囲での共働きは問題ありません。ただ、こどもの年齢や状況に応じて、特に子どもを迎えて初期の段階は、継続して子どもを養育できる環境を整えていただくことが望ましいです。

Q 単身でも里親になれるの？

要件を満たしていれば里親になれます。単身の場合は、こどもに携わる仕事の経験があるなど、こどもを適切に養育できる経験や知識があると認められる人が望ましいです。

Q 実子がいても里親になれるの？

実子がいても里親になれます。ただし、実子の意思を大切にすることや、里子と実子との年齢差等を考慮する必要があります。

Q こどもの養育等で困った時は相談できるの？

里親さんには、児童相談所、里親支援センターや里親養育包括支援機関※などが里親さんの養育をサポートします。困ったことや心配なことは各児童相談所等へ遠慮なくご相談ください。

また、里親支援員（里親経験者であり一定の研修を修了しています）による家庭訪問支援を受けることもできます。

※里親支援センター、里親養育包括支援機関：児童相談所と連携の上、里親の普及啓発、里親への研修、こどもと里親のマッチングや里親の養育サポート等一連の支援を包括的に行っています。



里親サポート関係機関一覧

中央児童相談所	☎ 017-781-9744	里親支援センター 弘前	☎ 0172-31-6010	
中南児童相談所	☎ 0172-36-7474	里親養育包括支援機関 フォスターリングわかば	☎ 080-9254-8993	
三八児童相談所	☎ 0178-27-2271	里親養育包括支援機関 フォスターリングひまわり	☎ 090-5448-0069	
西北児童相談所	☎ 0173-38-1555			
上北児童相談所	☎ 0176-60-8086			
下北児童相談所	☎ 0175-23-5975			